

市民後見人養成講座 （案）

目的・・・初級編・基礎編・実践編共通

誰もが安心して暮らし続けられるように、地域における支えあい、地域共生社会の実現の観点から、同じ市民としての身近な視点でご本人を支援したり、見守ったりする地域に根ざした幅広い権利擁護の担い手を養成することと、市民に権利擁護について知ってもらうことを目的として養成講座を開催する。

養成講座のねらい

ステップ1：幅広い権利擁護の視点と、南丹市の抱える権利擁護の課題を学ぶ（初級編）

1回：3時間

→（仮）地域福祉サポーターとして登録。

ステップ2：地域共生社会の実現に向けて、必要な権利擁護の知識を学ぶ（基礎編）

4回：16時間

→（仮）権利擁護サポーター、社協生活支援員として登録

ステップ3：地域に根ざした権利擁護の担い手としての技能を学ぶ（実践編）

7回：30時間 レポート3回

→市民後見人名簿登録者、法人後見支援員として登録

開催頻度

○初級編・・・毎年開催

○基礎編、実践編・・・2年に1回開催（受講人数や予算確保などの課題も考慮）

開催時期

○初級編・・・1日間の研修（5月に開催）

○基礎編・・・4日間の研修（7月、8月、9月、10月に開催）

○実践編・・・7日間の研修（2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月に開催）

市民後見人養成講座 初級編 (案)

○開催時期：令和 8 年 5 月（毎年開催）

平日開催

○研修期間：1 日（実研修時間 3 時間）

13 時～16 時 30 分（休憩 30 分）

○研修場所：集合研修

南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」大研修室 1・2

○受講者数：30 名から 50 名

南丹市の地域福祉・権利擁護に興味のある方

○告知方法：市役所、社協へのチラシ設置・ホームページ・おしらせ南丹・SNS、民生委員、

ボランティア団体、福祉支援員などへの個別告知

○募集方法：チラシに付いている参加申込書

FAX、郵送、持ち込みで受け付けにラインなどの SNS での QR コードでの受け付け

○研修費用：無料

○研修特典：全員（仮）地域福祉サポーターとして登録（記名アンケートに、希望しない方は記載してもらう箇所を設ける） ※登録情報は、申し込み時のデータを活用

○（仮）地域福祉サポーター

- ・南丹市の地域福祉の理念に共感し、今後も何らかの研修や、活躍の機会があれば連絡等をさせていただける方を名簿登録。

（案）市民後見人基礎編への参加、フォローアップ研修へのお試し参加

市民後見人との交流会への参加、協議会への市民枠での参加などを予定。

養成講座初級編 ・ ・ 幅広い権利擁護の視点と、南丹市の抱える権利擁護の課題を学ぶ

1 日受講 3 単位/180 分

○当該市町村・地域の現状

- ・ No33 介護保険・高齢者施策への取組状況（0.5 単位/30 分）

講師：高齢福祉課担当者

- ・ No34 障害者施策への取組状況（0.5 単位/30 分）

講師：社会福祉課担当者

- ・ No35 地域福祉への取組状況（0.5 単位/30 分）

講師：福祉相談課担当者、社会福祉協議会担当者

- ・ No36 社会資源（0.5 単位/30 分）

講師：福祉相談課担当者、社会福祉協議会

○市民後見活動の実際

- ・ No21 中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制（1 単位/60 分）

講師：中核機関担当者

講座次第（案）

1：開会

2：市民後見活動の実際（50 分）

- ・ 南丹市権利擁護成年後見センターの紹介と機能説明
- ・ 市民後見人の役割と意義、支援体制の説明
- ・ 南丹市の後見における現況課題

3：南丹市の現状（各 30 分）

- ・ 南丹市の社会資源の実際と課題
- ・ 南丹市の地域福祉計画と取り組み状況
- ・ 南丹市の高齢者福祉の取り組み状況
- ・ 南丹市の障害者福祉の取り組み状況

4：閉会

市民後見人養成講座 基礎編 (案)

- 開催時期：令和 8 年 7 月又は令和 9 年 7 月（2 年に 1 回開催）
7 月、8 月、9 月、10 月の 4 回に分けて開催
- 参加条件：初級編修了者（2 開催以内）それ以降は、再度初級編の受講が必要
- 研修期間：4 日間（実研修時間 16 時間）
- 研修場所：集合研修が基本だが、欠席者には期間内でのオンデマンド受講（2 回まで）
南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」大研修室 1・2
- 受講者数：15 名から 40 名 市民後見人養成講座 初級編 修了者
- 告知方法：市民後見人養成講座 初級編修了者（該当者）への個別告知（郵送）
- 募集方法：案内文に同封している参加申込書
FAX、郵送、持ち込みで受け付けて、締切後に参加者には個別通知
- 研修費用：無料
- 研修特典：修了者の中で希望者は、（仮）権利擁護サポーター、福祉サービス利用援助事業支援員として登録と、市民後見人養成講座 実践編の受講資格
- （仮）権利擁護サポーター
 - ・新しい後見制度の形も視野に入れ、後見制度の前後での活動を視野に入れた人材。
活動のイメージとしては、本人に寄り添っての見守りと、意思決定サポートなど。

養成講座基礎編・・・地域共生社会の実現に向けて、必要な権利擁護の知識を学ぶ
4 日受講 16 単位/960 分

1 日目・・・3 単位/180 分

○市民後見概論

- ・No1 市民後見概論（1.5 単位/90 分）

講師：社協担当者、中核機関担当者

○成年後見制度の基礎

- ・No9 権利擁護支援と市町村責任（0.5 単位/30 分）

講師：中核機関担当者

○意思決定支援

- ・No2 意思決定支援の入門講座（1 単位/90 分）

講師：中核機関担当者 又は 後見人等を対象とした意思決定支援研修の指導者

2 日目・・・5 単位/300 分

○対象者理解

- ・No3 高齢者の理解（1 単位/60 分）

講師：医師、高齢福祉課担当者

- ・No4 認知症の理解（1.5 単位/90 分）

講師：医師、包括支援センター担当者

- ・No5 障害者の理解（2.5 単位/150 分）

講師：医師、基幹相談支援センター担当者

3 日目・・・5 単位/300 分

○関係制度・法律（Ⅰ）

- ・No12 介護保険制度（1.5 単位/90 分）

講師：高齢福祉課担当者、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター担当者

- ・No13 高齢者施策/高齢者虐待防止法（1 単位/60 分）

講師：高齢福祉課担当者、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター担当者

- ・No14 障害者施策/障害者虐待防止法（1.5 単位/90 分）

講師：社会福祉課担当者、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター担当者

- ・No15 障害者権利条約/障害者差別解消法（1 単位/60 分）

講師：社会福祉課担当者、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター担当者

4 日目・・・3 単位/180 分

○関係制度・法律（Ⅱ）

- ・No16 生活保護制度/生活困窮者自立支援制度（1 単位/60 分）

講師：社会福祉課担当者、福祉相談課担当者

- ・No17 公的医療保険制度（0.5 単位/30 分）

講師：市民課担当者

- ・No18 年金保険制度（0.5 単位/30 分）

講師：市民課担当者

- ・No19 税務申告制度（0.5 単位/30 分）

講師：税務課担当者

- ・No20 消費者保護（0.5 単位/30 分）

講師：消費生活センター担当者

講座次第（案）

1 日目

1：開会

2：市民後見概論（90 分）

- ・市民後見が生まれてきた背景
- ・市民後見人の職務と役割
- ・市民後見と市町村の役割
- ・市民後見を補完する仕組みと活動者
- ・市民後見推進の課題

3：権利擁護支援と市町村責任（30 分）

- ・成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画について
- ・南丹市成年後見制度利用促進基本計画について
- ・成年後見制度利用促進計画における南丹市の取組状況

4：意思決定支援の入門講座（90 分）

- ・意思決定支援とは
- ・意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインについて
- ・教材を通じたグループワーク

5：閉会

2 日目

1：開会

2：高齢者の理解（60 分）

- ・「老いる」とは
- ・老化と心身の変化
- ・高齢者の疾患と障害

- 3：認知症の理解（90 分）
- ・認知症の方の理解
 - ・家族への接し方
 - ・認知症の方が地域で安心して生活するために
- 4：障害者の理解（150 分）
- ・障害者をめぐる状況
 - ・知的障害・精神障害に関する基礎知識
 - ・障害の理解
 - ・家族への接し方
 - ・障害のある方が地域で安心して生活するために
- 5：閉会

3 日目

- 1：開会
- 2：介護保険制度（90 分）
- ・介護保険制度の概要と理念
 - ・介護保険で利用できるサービス
 - ・地域包括支援センターについて
 - ・地域支援事業について
- 3：高齢者施策/高齢者虐待防止法（60 分）
- ・介護保険制度以外の保健福祉施策
 - ・福祉サービスと生活保護
 - ・高齢者の住まい政策
 - ・高齢者虐待防止法の理解と対応
- 4：障害者施策/障害者虐待防止法（90 分）
- ・障害者制度の概要
 - ・障害者総合支援法の概要と理念
 - ・障害者に関するその他の法律
 - ・障害者虐待防止法の理解と対応
- 5：障害者権利条約/障害者差別解消法（60 分）
- ・障害者権利条約の概要
 - ・障害者差別解消法の概要

4 日目

- 1：開会
- 2：生活保護制度/生活困窮者自立支援制度（60 分）

- ・生活保護制度の概要
 - ・生活保護の現状
 - ・生活保護の活用
- 3：公的医療保険制度（30 分）
- ・健康保険制度の概要
 - ・後期高齢者医療制度の概要
- 4：年金保険制度（30 分）
- ・年金制度の概要
 - ・国民年金法
- 5：税務申告制度（30 分）
- ・所得税（確定）申告について
- 6：消費者保護（30 分）
- ・消費者保護行政の概要
 - ・消費者被害の現状
 - ・消費生活センターについて

南丹市権利擁護サポーター（案）

南丹市基本情報

1 人口	29,327人（令和7年4月1日現在）
2 高齢化率	36.62%（令和7年4月1日現在）
3 要支援・要介護者数	2,494人（令和7年3月末現在）
4 療育手帳所持者数	423人（令和7年3月末現在）
5 精神障害者保険福祉手帳所有者	364人（令和7年3月末現在）
6 福祉サービス利用援助事業利用者	56人（令和7年3月末現在）
7 成年後見制度利用者	166人（令和6年3月末現在）
8 地域包括支援センター	4ヶ所（園部町・八木町・日吉町・美山町）
9 障がい者相談事業所	基幹相談：1か所 相談事業所：5か所
10 中核機関	市直営型：南丹市権利擁護・成年後見センター

○南丹市権利擁護サポーター

- ・南丹市市民後見人養成講座（初級編・基礎編）修了者で登録を希望するもの。
- ・新しい後見制度と連携した形の活動も視野に入れ、後見制度の利用の前後での活動を想定。
- ・活動の内容は、本人に寄り添った見守り活動と、意思決定サポートなど。
（将来的には、軽微な金銭管理のサポートも体制が構築出来れば視野に）

○対象者

- ・判断能力の低下が比較的軽度で、事業内容を一定程度理解できる身寄りのない方又は、親族が疎遠や遠方などで支援が受けられない在宅生活者で、本人が利用を希望され、中核機関が利用可能とした者。
（福祉サービスの利用の有無は問わない）
- ・成年後見制度が有期性になった場合には、成年後見制度が終結した方で、本人が利用を希望され、中核機関が利用可能とした者（居所の種類は問わない）

○利用相談経路

- ・計画相談やケアマネージャーなどの支援者からの相談や、基幹相談、包括支援センターなどから本人へ案内。

活動内容①：見守り活動

- ・月に1回から2回程度の定期訪問を通じて、本人の話を傾聴し、そこから本人の思いや希望、困りごとなどを聞き取る。
- ・自宅の様子や会話を通じて、本人に一定程度の理解力が保たれているか見守り、変化をがあれば早期介入が出来る体制を作る。

活動内容②：意思決定サポート活動

※意志の決めつけや、誘導にならないように、支援内容はサポートまで。

- ・訪問時に聞き取った、本人の思いや希望、困りごとに関して、本人が意志決定できるように、必要な情報の提供を行う。

活動内容③：軽微な金銭管理サポート活動

※後見制度が有期性になるタイミングを目途に開始予定

- ・課題が解決したことにより、後見制度が終わった方や、後見制度や、福祉サービス利用援助事業以外の方法での軽微な金銭管理が必要で、本人も希望される場合に。(利用可能な決裁カードなど体制を整えば)

○権利擁護サポーターの質の担保に向けた研修等

- ・市民後見人養成講座 実践編
- ・市民後見人フォローアップ研修への参加
- ・権利擁護サポーターを対象として研修や、情報連携会